

日常の教育活動における著作権に関する一問一答

令和3（2021）年度 福岡教育大学FD委員会（教材作成支援部会）

この資料は、近年のICT活用教育の展開に伴い、教材作成やオンライン授業など日常の教育活動に伴う著作物利用について、より一層適正を期すため、学内の教員が日頃から疑問に感じていることなど関心事項を収集し、関係機関、専門家の見解等の情報と照らし合わせながら、その考え方を整理したものです。各項目は、Googleフォームによるアンケート、ユニット単位の有志による意見交換会、個別の照会等を通じて収集し、その整理に当たっては、類似の事項について汎用的な表現に改めるなどして教科等領域に関わらず参考にできるようにしました。

全ての疑問に答えられているとは限りませんし、今後も各教科等領域の特性に応じた課題が生じるかもしれませんので、学内教職員の関心に応じて継続的に事項の追加や内容の更新をしていく必要がありますが、ひとまず基本的な疑問を整理したものとして学内にフィードバックします。

大学教員自身の教育活動だけでなく、指導する学生が将来教員になった際にも必要な情報ですので、この資料を有効に活用されることを期待します。

なお、Garoon掲示板の「FD事業関係」には、「教育活動における著作物の利用と著作権制度について」（令和元年度FD・SD研修会配付資料）、「授業・教育活動と著作権」（令和元年度FD委員会活動成果）、「著作権 大学教員として知っておきたいこと 教員を目指す学生に身に付けさせたいこと」（令和2年度FD委員会活動成果）の各資料も掲載しているので、併せて参考にしてください。,

日常の教育活動における著作権に関する一問一答

作成：令和3年度福岡教育大学FD委員会
教材作成支援部会

質問	回答	考え方・詳しい解説
1 著作物の利用につき著作権者に許諾を得る場合、申し出る先は出版社でよいのか。	許諾を求める相手先は「著作権者」（著作権をもっている人・会社）である。	基本的には著作権はその著作物を創作した者にある。出版社は著者と契約して（複製・頒布の許諾を得て）出版している「利用者」であり、出版社が権利を持っているわけではない。ただし、著者が第三者による利用の許諾窓口を出版社に委任している場合もある。また、著者が自己の著作権を出版社に譲渡していることもある。 権利が誰に帰属しているのかは外見上判断できない場合も多いので、出版社が著作権をもっていると安易に判断しない方がよい。 もっとも、個人情報の保護の観点から著作権者の連絡先を知ることは一般的には容易でないので、実務上は出版社に連絡窓口になってもらうということはあり得る。
2 大学の教員が執筆・創作した論文、著書、芸術作品等の著作権はどうなっているのか。	大学の教員がその著作物の著作者であり、通常はその著作物の著作権を有する。	大学の教員が著作者として著作物を創作すれば、基本的には当該大学教員がその著作物の著作権を取得する（出願や申請等の手続きは必要としない。）。 また、著作権者は自己が創作した著作物に係る著作権（著作者人格権を除く。）を第三者に譲渡することができるので、そのような契約があった場合は、譲受人（例えば出版社、学会、大学、著作権管理事業者、個人など）が新たな著作権者となる。したがって、その著作物を出版したりインターネットを通じて利用したりする場合は、新たな著作権者（譲受人）がライセンスする権利を持つ。大学の教員は、自ら執筆・創作した作品であっても、新たな著作権者に無断で複製、公衆送信、上映等の利用をすることはできなくなる。 このことは学生や児童生徒が創作した作品についても同様である。

3 著作権で保護されるものは何か。	<p>文章、描画、写真、動画、音声などによって創作的に表現されたものを「著作物」といい、それを無断で利用（複製、演奏、公衆送信など）されない権利が著作者に認められる。</p>	<p>著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義されており、芸術的・学術的・経済的な価値の有無は問わない。</p> <p>表現の背後にある学説、理論、アイディア、新たな知見などはそれ自体は著作物ではなく、それを文章、描画、メロディなどによって表現された作品が保護の対象となる。したがって、例えば論文を無断でコピーすれば著作権（複製権）侵害になるが、その論文で発表・提唱された理論を無断で実践しても著作権侵害にはならない（後者は著作権制度の問題ではなく、研究モラルの問題、又は事案によっては特許権など著作権以外の知的財産権の問題である。）。</p> <p>著作権に類似するものとして著作隣接権がある。楽曲の演奏や脚本に基づく演技は「実演」として、音の固定物は「レコード」として、音楽・映画・放送番組等の放送や有線放送は「放送」「有線放送」として保護され、実演家、レコード製作者、放送事業者等に無断で利用することができない権利が認められている。</p>
4 著作物の利用とはどのような行為か（許諾を得る必要がある行為とはどのような行為か）。	<p>著作者は「著作者人格権」と「著作権」を有しており、「著作権」には「複製権」「上演権・演奏権」「上映権」「公衆送信権・公の伝達権」「口述権」「展示権」「頒布権」「譲渡権」「貸与権」「翻訳権・翻案権等」「二次的著作物利用権」が含まれる。</p>	<p>「複製権」：印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により著作物を有形的に再製することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「上演権・演奏権」：公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として著作物を上演、演奏することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「上映権」：公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として著作物を映写幕そのものに映写することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「公衆送信権・公の伝達権」：公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信により著作物の送信を行うこと（テレビ・ラジオ放送、Webサイトへの掲載、音楽や動画の配信、メールマガジンなど）について、許諾したり拒否したりできる。公衆送信される著作物を受信装置を用いて、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として伝達することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「口述権」：公衆に直接聞かせることを目的として著作物を口述することについて、許諾したり拒否したりできる。</p>

		<p>「展示権」：美術の著作物又は写真の著作物をこれらの原作品により公衆に直接見せることを目的として展示することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「頒布権」：映画の著作物をその複製物により頒布することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「譲渡権」：映画の著作物以外の著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「貸与権」：映画の著作物以外の著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「翻訳権、翻案権等」：著作物を翻訳、編曲、変形、翻案（脚色、映画化等）することについて、許諾したり拒否したりできる。</p> <p>「二次的著作物利用権」：自己の著作物を翻訳・翻案等して創作された二次的著作物を、複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述等により利用することについて、許諾したり拒否したりできる。</p>
5 大学教員の著作権が侵害されたらどのように保護されるのか。	権利侵害行為があった場合、権利者（被害者）がその権利を主張して初めて法的紛争になる。教員等の権利者が黙っていても勝手に警察等が捜査をしてくれるわけではない。	<p>民事であれば、権利者である教員や大学が「その行為をやめてくれ」「損害を賠償してくれ」「謝罪してくれ」等と主張する必要があり、刑事であれば、権利者が告訴して初めて刑事责任を問うことになる（当然、相手も「そのような事実はない」などの反論をする可能性がある。）。</p> <p>逆に、教員が他人の著作物を利用するという立場から考えると、無断で利用してもよいという例外的な条件を満たさないにもかかわらず、他人の著作物を無断で利用した場合、相手（権利者）から訴えられなければ（見つからなければ）問題ないのではなく、いつか民事的・刑事的な責任が追及されるかもしれないというリスクを抱えながら過ごさなければならないことになる（民事については債権があることを知ってから5年、刑事については著作権侵害罪が終わった時から7年）。</p>

6 授業で使うために他人の著作物をコピーしたものは、それが終われば回収すればよいのか。	授業のための利用について、例外規定により、著作権者の許諾は必要ない（回収しなくてもよい）。	<p>例外規定の一つとして、教育機関における複製等に係る規定（著作権法第35条）がある。例外的に著作権者の許諾を得ずに「複製」が行える条件は以下のとおりである（同様の条件で、著作隣接権者の権利も制限される）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関において行われる複製であること ・ 教育を担任する者及び授業を受ける者により行われる複製であること ・ 授業の過程における利用に供することを目的として行われる複製であること ・ 必要と認められる限度において行われる複製であること ・ 利用しようとする著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らし、著作権者の利益を不当に害しない範囲で行われること <p>である。</p> <p>（遠隔授業での利用については、問16を参照）</p> <p>この規定に関する詳しい解説については、「改正著作権法第35条運用指針」（https://sartras.or.jp/unyoshishin/）を参照。</p>
7 大学の授業ではなく教育委員会主催の教員研修等で講義・講演する場合も同様か。	教育センターなどは教員に対する研修（教育）機関と考えられているので、大学と同様に考えてよい（回収についても同様）。	(同上)

8 市販の問題集などから問題を切り貼りすることは作者に無断ではできないとのことだが、資料集などから授業に必要な情報を切り貼りすることも同様か。	複製について、著作権者の許諾を得ればよい。	資料集などが、通常それを利用する者それが購入して利用することを想定しているようなものであれば、それを教員が1部購入して切り貼りし、受講者の人数分コピーすることは、本来想定されていた市場での流通を阻害することになる可能性が高いので、著作権者に無断でできるとは言えない。
9 作者の死後70年（保護期間）を経過している作品を複製などの方法で利用しようとするとき、出版者の許諾を得なくてもよいのか。	出版者の許諾を得る必要はない（著作者の権利はなくなっている）。	古典作品など著作権が消滅した作品が現代の出版社により出版されている場合でも、著作権が消滅していれば、出版社の許諾を得る必要はない。 なお、古典作品が外国語から日本語に翻訳されてたり、古典音楽が現代風に編曲されてたりする場合、翻訳者や編曲者が存命中であれば、翻訳物や編曲物に新たに著作権が発生している場合もある。その場合は、翻訳者や編曲者の許諾を得る必要がある。 その前提で、前述の授業のための利用の要件を満たしている場合は、翻訳者等の許諾を得る必要はない。
10 大学の授業で音楽の演奏や脚本の上演をしたりする場合も同じか。	演奏や上演について、例外規定により、著作権者の許諾は必要ない。	授業における利用であるかどうかに関わらず、「非営利・無料・無報酬」の要件を満たせば、上演・演奏・上映・口述について著作権者の許諾を得る必要はない（著作権法第38条第1項）。 この規定は、上演・演奏・上映・口述という「後に形の残らない利用」に適用されるものなので、「非営利だからコピー（複製）してもよい」ということではない。

11 大学の教室や講堂で行う場合と公共施設のホールなどを使う場合とでは違いがあるのか。	利用が行われる具体的な場所がどこであるかは、著作権者の許諾の要否には関係ない。	会場がどこであるかに関わらず、「非営利・無料・無報酬」の要件を満たしていれば、著作権者の許諾を得る必要はない。仮にプロなど著名な人を招き出演料を支払って演奏や朗読をしてもらう場合には、作者の許諾が必要になるが、許諾を得たり著作権料を支払ったりする責任が誰にあるのかについては、その催しの実態によって異なる。例えば、公共施設がその催しの主催で教員や学生が観衆としてそれに参加しているような場合は、公共施設が上演・演奏・上映・口述の主体になる。公共施設のホールを借りたうえで、教員や学生がその催しを主催しているのであれば、教員や学生が上演・演奏・上映・口述の主体になる。そして、許諾を得たり著作権料を支払ったりする責任はこれらのいずれかの主体にある。
12 教員採用試験の過去問を授業で使う場合も許諾を得ずに行えるか。	著作権者の許諾を得ればよい。	過去問集が、受験予定の者それが購入して利用する（試験対策の勉強をする）ことを想定しているようなものであれば、それを教員が1部購入して切り貼りし、受講者の人数分コピーすることは、本来想定されていた市場での流通を阻害することになる可能性が高いので作者に無断でできるとは言えない。なお、試験問題の場合、問題自体の著作権（出題者の著作権）と問題に利用されている著作物の著作権（新聞記事、図表、写真、イラストなどの著作権）とを別々に考える必要がある。
13 コンテンツが掲載されているWebサイトのURLを教材に記載したり、その記述部分にハイパーリンクを張つたりすることは、作者の許諾が必要か。	そのような行為について、著作権者の許諾は必要ない。	URLを記載することやそれにハイパーリンクを張つたりすることは著作物の利用ではないので、そのような行為について作者の許諾を得る必要はない。ただし、コンテンツが掲載されているWebサイトが違法なもの（著作権侵害によってアップされているサイト）である場合、そのことを知りながらそのサイトに誘導するような行為は権利侵害とみなされる。

14 学生の卒業論文や教員の研究論文に他人の著作物を利用する場合、出典さえ書けば無断でも構ないのか、全部はダメなのか。	出所明示（出典の記載）をすれば著作権者の許諾を得なくてもよいというわけではない。	<p>論文等に他人の著作物を引用する場合、教材の作成や非営利・無料・無報酬の上演等とは別の規定（著作権法第32条第1項）により、作者の許諾を得る必要はない。論文の本文とそこに引用される他人の著作物との間に必然性があり、引用の方法が公正な慣行に合致するものであれば、「引用」として著作権者の許諾を得る必要はない。無断で利用できるのは全部か一部分かについては、論文で述べられていることと引用されている他人の著作物との相互の関係で判断する。論文では他人の著作物のある特定の部分しか言及していないのに、その他人の著作物の全体を引用する必然性はない。逆に、論文で、他人の著作物の全体について批評や研究をしているのであれば全体を引用する必然性はある。引用する部分が多いか少ないかだけでは判断できない。</p> <p>必然性があり公正な慣行に合致するという要件を満たした場合、引用について著作権者の許諾を得る必要はないが、その場合でも、慣行に従って出所を明示することが必要とされている。このように、出所の明示（出典の表記）は無断で利用できる要件（免罪符）ではなく、無断で利用できる場合であっても果たさなければならない義務である。</p> <p>なお、上記は著作権制度における「引用」の考え方であるが、一部の学会では、投稿規程や投稿要領の中で「他者の論文等の先行研究から写真等を引用する場合には、著者の許諾を得ること」としている例もある。これは当学会関係者におけるいわゆるローカルルールと考えられ、著作権法では無断で利用できる場合であっても、その関係者である限りにおいて遵守する必要がある（関係者以外の者をローカルルールで拘束することはできない。）。</p>
---	--	---

15 授業資料の中に他人の著作物を掲載する場合、出典は何をどこまで書けばよいのか。	一般的・共通的に最低限必要なのは作品のタイトルと作者名である。	<p>著作物の発表形態は、出版であったり、演奏や上演などの無形利用であったり、CDやDVDのようなパッケージであったり様々なので、出典として表記する事項について、出版社名とか雑誌名、巻・号とか掲載頁とかの要素を共通で必須の要件として一律に定めることはできない。一般的には、作品のタイトルや作者名以外の情報は、論文を読む者が検索・検証しやすいようにするための情報として表記することが、分野ごとに慣習として定着しているものと考えられる。また、学会誌などでは投稿規程や投稿要領の中で、引用元や参考文献の表記方法を定めているものがあり、これらはその学術分野等の中で標準化されているものと考えられる。</p> <p>(授業目的公衆送信補償金制度により授業で利用するために著作権者等の許諾を得ずに著作物を利用した場合でも、団体が受領した補償金を著作権者等に分配するための資料として、大学等に対してサンプリング調査で利用報告を求める事になっているので、その協力要請があった際にスムーズに報告ができるよう、日頃から教材に利用した著作物の出典に関する情報を分かりやすく管理しておくと便利である。)</p>
16 大学の入試問題のために教員がオリジナルの作品を書き下ろした場合、後にその教員が自分の作品集の中にそれを掲載したいと考えたらどうすればよいのか。	誰が著作権者なのかによる。	<p>一般的には、学術的・芸術的な作品の場合、教員個人が著作者であると考えられるが、学長（法人の代表者）の発意を受け教員がその手足となって組織的に問題を創作することによって大学（法人）が著作者となる場合も考えられる。後者の場合、大学が著作権者でもあるし、前者であっても、契約によって著作権が教員から法人に移転することもあり、ケースバイケースである。</p> <p>このように教員が実際の創作行為に関与した場合であっても、大学（法人）に著作権がある場合には、大学（法人）にひと言断っておく必要がある。</p> <p>教員が著作者であり、著作権も持っている（大学がそれを入試に利用した）という場合であれば、教員の判断だけで作品集への掲載はできる。</p>

17 授業用資料として学生にあらかじめ購入するよう指示している資料に掲載されている図、写真、グラフをスキャンして、それを授業のレジュメの一部に掲載して配付すること、リアルタイム遠隔授業の画面で提示すること、オンデマンド遠隔授業のための動画に収録することについて、著作権者の許諾は必要か。	<p>授業用資料として著作物を利用（複製、公衆送信）することについて、例外規定により、著作権者の許諾は不要ない。</p> <p>例外規定の一つとして、教育機関における複製等に係る規定（著作権法第35条）がある。例外的に著作権者の許諾を得ずに「複製」「公衆送信」が行える条件は以下のとおりである（同様の条件で、著作隣接権者の権利も制限される）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機関において行われる複製、公衆送信であること ・ 教育を担任する者及び授業を受ける者により行われる複製・公衆送信であること ・ 授業の過程における利用に供することを目的として行われる複製・公衆送信であること ・ 必要と認められる限度において行われる複製・公衆送信であること ・ 利用しようとする著作物の種類・用途、複製・公衆送信の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害しない範囲で行われること <p>である。</p> <p>上記の要件を満たした上で行う公衆送信のうち、複数の場所で同時に行われる授業のために著作物を公衆送信する場合以外の公衆送信については、教育機関の設置者が著作権者等が組織する指定管理団体に補償金を支払う必要がある。</p> <p>上記の規定により作成したレジュメにおける著作物の出典については、慣行にしたがって表示する必要がある（出所明示については、問14を参照）。</p> <p>上記の条件を満たさずに利用する場合（例えば、授業の履修者以外も閲覧できるようにすることなど）には、著作権者の許諾を得ておく必要がある。</p> <p>この規定に関する詳しい解説については、「改正著作権法第35条運用指針」（https://sartras.or.jp/unyoshishin/）を参照。</p>
---	--

18 前問の条件によって実施した授業を受講（履修）した学生が、その資料や動画を複製・録画した場合はどう考えればよいのか。	著作物の「録画（複製）」という利用行為を行ったのは学生である。	<p>例外規定の一つとして、私的な使用のために行う複製に係る規定（著作権法第30条）がある。例外的に著作権者の許諾を得ずに「複製」が行える条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲において使用することを目的とした複製であること ・ 公衆の使用に供することを目的として設置された自動複製機器を用いて行う複製でないこと（自分の所有する複製機器を用いて複製すること） ・ デジタルコンテンツに施されているコピーガードなどを解除して行う複製でないこと ・ 違法サイトから配信されている音楽・動画・ゲームの著作物を、それが権利侵害されているものであることを知りながら行うデジタル複製でないこと ・ 違法サイトから配信されている前記以外の著作物を、それが権利侵害されているものであることを知りながら、デッドコピーに近い態様で行うデジタル複製でないこと <p>これらの要件を満たしたうえで学生が行う授業の録画や資料のコピーについては、学生は許諾を得る必要はない。</p> <p>いったん録画やコピーをしたもの、上記の要件を満たさない状況で利用した場合（履修をしていない他の学生に視聴させたり提供したりした場合など）には、学生は著作権者から複製の許諾を得る必要がある（もし、それを教員が指示したのであれば、教員が複製の主体と考えられるため、教員が許諾を得なければならない場合もある。）。</p>
--	---------------------------------	--

19 インターネットを通じてアクセスできる動画サイトにアップロードされている動画を、授業の過程で教室のパソコンやプロジェクターを通じて履修者に視聴することについて、著作権者の許諾は必要か。	著作物の公の伝達について、著作権者の許諾は必要ない。	例外規定の一つとして、教育機関における複製等に係る規定（著作権法第35条）がある。例外的に著作権者の許諾を得ずに「公の伝達」が行える条件は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・ 教育機関において行われる公の伝達であること・ 教育を担任する者及び授業を受ける者により行われる公の伝達であること・ 授業の過程における利用に供することを目的として行われる公の伝達であること・ 必要と認められる限度において行われる公の伝達であること・ 利用しようとする著作物の種類・用途、公の伝達の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害しない範囲で行われること である。
--	----------------------------	--

20 著作物を利用した遠隔授業のうち、同時双方向型遠隔授業とオンデマンド型遠隔授業とでは取り扱いがどう異なるのか。	<p>著作権者の許諾を得る必要がないという点では同じ。複数の場所で同時に行われる授業を結ぶ同時双方向型遠隔授業では補償金の支払いは不要であるが、それ以外の遠隔授業（公衆送信）については設置者が補償金を支払う必要がある（個々の教員の負担はない）。</p> <p>【補償金を支払う必要がない遠隔授業のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の教室で行われている授業（配付資料や口頭説明で著作物が利用されているもの）の模様を、教室にいる学生以外の学生も受講できるよう自宅など大学外に送信する方式（ハイフレックス方式）。 A大学とB大学が単位互換協定を結んで、A大学がその教室においてA大学の学生向けに開講する授業（配付資料や口頭説明で著作物が利用されているもの）の模様を、オンラインで同時にB大学に在籍する学生が受講できるよう、B大学の教室やB大学の学生の自宅などに送信する方式。 <p>【補償金を支払う必要がある遠隔授業のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の教員の研究室から行う講義（配付資料や口頭説明で著作物が利用されているもの）を、同時に学生が自宅などで受講できるように送信する方式（同時に行われているが、発信する側には履修者がいない。）（放送大学方式）。 教員が動画や電子ファイルなどにより教材（著作物が利用されているもの）を作成してLMSなどに蓄積し、学生が任意の時間にそれらの資料にアクセスし、資料にしたがった学修を進める方式（オンデマンド方式）。 授業の課題を電子メール（著作物が利用されているもの）などにより個々の学生に送信する方式。
---	--

21 小中学校の授業風景を動画で撮影し、大学の授業の教材として利用する場合、教室の風景として、教員が手に教科書をもって児童生徒に説明している状況が写っているとすると、その教科書の絵や文章を動画に撮影することについて著作権者の許諾が必要か。	複製や公衆送信について、例外規定により、著作権者の許諾は必要ない。	<p>例外規定の一つとして、付隨対象著作物の利用（いわゆる「写り込み」）に係る規定（著作権法第30条の2）がある。</p> <p>例外的に著作権者の許諾を得ずに「複製」や「公衆送信」が行える条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 録画や写真撮影を行うに当たって、本来の対象（教員や児童生徒）に付隨して複製される著作物（教科書の絵や文章、偶然口ずさんでいる言葉や歌など）であること ・ 付隨して複製されている著作物の図利目的の有無、本来の対象との分離の困難性、付隨して複製される著作物が大学の授業において果たす役割などの要素を総合判断して正当な範囲であること ・ 撮影した動画や写真と切り離して利用しないこと <p>である。</p>
22 外国の論文等の著作物の利用についてどう考えるのか。	日本国内で利用する場合には、外国人も日本法の考え方で保護される。	<p>論文に限らず、音楽、映画、美術・文芸作品など外国人の著作物を学校生活や社会生活、家庭生活で利用することは多く、それらの場合でも、その作者（著作権者）である外国人の本国が著作権に関する国際条約に加入していれば、利用される国の著作権法によって保護される。</p> <p>したがって、日本人の著作物を無断で利用することができない場合は、外国人の著作物であっても同様であるし、無断で利用できる条件を満たす場合であれば、日本人の著作物であろうが外国人の著作物であろうが許諾を得る必要はない。</p> <p>どうやって許諾を得るかについてはケースバイケースである。著作権者によっては外国にエージェントを置いている場合もあるし、国内外の著作権等管理事業者が団体として相互管理契約を結んでいる場合もある。</p> <p>授業目的公衆送信補償金の場合は、日本の指定管理団体がすべての著作権者の権利を受忍することを著作権法で定めている。</p>

23 著作物の利用について著作権者への許諾が必要な場合、どれくらいの費用がかかるのか。	ケースバイケースである。	<p>著作権は私権であり、権利者がその権利をどのような条件で行使するかは自由であり、利用しようとする側も交渉することができる。</p> <p>著作権等管理事業者が著作権を管理する場合には使用料規程が定められており、それによって相場を類推することもできる。また、合理的な理由がある場合、使用料規程に定められている料金を交渉によりさらに減額して決定したことを許容した裁判例（教育以外の分野）もある。</p> <p>特に著作者自身が自己の著作権を管理している場合、交渉により無料で許諾してもらえることは少なくない。</p>
---	--------------	--